第２回　大阪児童虐待防止推進会議（議事要旨）

◆１　開会

⇒事務局（司会）より挨拶

◆２　出席者確認

⇒資料（「資料１」「資料２」）に基づいて、事務局から説明

◆３　議題

（１）令和元年度の取組状況等について

吉村座長

・おはようございます。お忙しい中お集まりいただき有難うございます。

・昨年来から重大な児童虐待ゼロを目指すということでこの会議をオール大阪で進めて

いこうということで皆様のご協力の中で進めています。

・それではまず議題１について進めてまいりたいと思います。

・昨年８月の推進会議で決定した今年度の７つの取組のうち、１から５について実績の報告

を求めます。

　【実績報告】

　　１：オール大阪での啓発活動

　　２：子ども家庭総合支援拠点の設置促進

　　３：精神科医療機関との連携

　　４：警察との定期的な合同研修

　　５：ＳＮＳを活用した児童虐待防止相談事業

大阪府実務者

・お手元の資料５ページ、「１　オール大阪での啓発活動」をご覧ください。

・啓発活動については、「児童虐待防止に関する府民意識の向上」と、「児童相談所虐待対応ダイヤル１８９（いちはやく）の周知」を目的に、毎年、児童虐待防止推進月間である

１１月を中心に実施しています。

・今年度は、昨年８月の推進会議を受け、例年の取組に加え、新たな取組を実施いたしました。

・まず、（１）の「①府内全首長によるオレンジジャンパーの着用」でございます。

・写真にございますとおり、児童虐待防止推進月間である１１月を中心に、府内の全首長が、児童虐待防止のシンボルカラーであるオレンジ色のジャンパーを着用し、児童虐待防止のための啓発活動を実施いたしました。

・また、②にございますとおり、各自治体の広報誌やホームページなどに、「重大な児童虐待ゼロに向けて、オール大阪で取り組みます」という共通のフレーズを記載するなど、オール大阪で児童虐待防止に取組んでいることを広くＰＲいたしました。

・そのほか、例年の取組として、街頭などでの啓発活動やライトアップなどに取組みました。

・なお、６ページと７ページが、今年度の活動実績をまとめた資料でございます。

・このオール大阪での啓発活動については、令和２年度も引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

・次に８ページ、「２　子ども家庭総合支援拠点の設置促進」をご覧ください。

・支援拠点の設置促進については、２０２２年度までに府内全市町村に設置されるよう、取組を進めているところでございます。

・（１）今年度の取組については、「①補助メニューの整理・周知」にございますとおり、支援拠点の設置に関し、国が用意している補助メニューや、府の「新子育て支援交付金」や「子ども貧困緊急対策事業費補助金」の活用方法等について整理した資料を作成し、府内市町村に対して配布いたしました。

・また、「②好事例取組の紹介」にございますとおり、支援拠点を既に設置している市町村に対して「設置のための工夫」や「課題解決のために取組んだ内容」などについてヒアリングを行い、未設置の市町村に対してヒアリング内容を情報提供するとともに、府内市町村児童福祉主管課長会議におきまして、既設置自治体から発表いただきました。

・参考に、府内の設置状況をお示ししていますが、現在、府内４３市町村のうち、１４市町が設置している状況です。

・また、全国においては、２０１９年４月時点でございますが、１，７４１市区町村のうち、２８３の自治体が設置している状況です。（区：東京２３区）

・支援拠点の設置促進につきましては、令和２年度も引き続き取り組んでまいります。

・次に９ページ、「３　精神科医療機関との連携」をご覧ください。

・精神科医療機関との連携については、精神的に不安定な保護者に適切な支援を行うため、精神科医療機関と連携し虐待の未然防止につなげることを目的としています。

・（１）今年度の取組については、①にございますとおり、精神科医療機関との連携強化について、医師会等へ事前説明を実施し、ご理解・ご了承を得たところです。

・また、②にございますとおり、来年度に実施する「精神科医療機関向けの啓発物品の作成」や「精神科医師を講師として実施する市区町村職員等向けの研修」に係る費用を大阪府・大阪市・堺市で確保したところでございます。

・（２）今後の予定としまして、令和２年度は、府内約７９０箇所の精神科医療機関を対象に、大阪府・大阪市・堺市が役割分担をしながら共同事業として実施してまいります。

・次に１０ページ、「４　警察との定期的な合同研修」をご覧ください。

・合同研修については、警察・児童相談所・市区町村児童家庭相談担当課が互いの業務内容や役割を学び相互理解を深めるとともに、今後の児童虐待対応に活かすことを目的に取組みました。

・（１）にありますように、今年度の合同研修の内容につきましては、警察から「児童虐待対策室の体制・業務」「家庭訪問活動」などについてご説明いただきました。

・また、児童相談所からは、「児童虐待事案に係る対応の流れ」や「警察との連携について」説明しました。

・今年度の合同研修には、府内全市町村から計９９名が参加しました。

・また、参加者からは「顔の見える関係で連携が良くなる」

「警察と顔を合わせる機会があるのは良い」などのご意見がございました。

・合同研修につきましては、令和２年度も引き続き実施してまいります。

・次に１１ページ、「５　ＳＮＳを活用した児童虐待防止相談事業」をご覧ください。

・この相談事業は、ＬＩＮＥを主要なコミュニケーションツールにしている方に気軽に相談してもらい、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図ることを目的としています。

・（１）今年度の取組につきましては、令和２年度の試行実施に向け、「大阪府」「大阪市」「堺市」において実施時期やスキームなどを協議するとともに、令和２年度は、専門性を有する者による対応が可能な民間団体に委託の上試行実施し、「相談件数・内容・日時」や「相談者の性別・年齢・居住地」、「相談対応体制」などについて検証することを確認したところでございます。

・令和２年度の試行実施につきましては、（２）①にございますとおり、７月の実施を予定しており、うち１０日間程度は２４時間対応にしたいと考えています。

・また、②相談フローにつきましては、府内統一窓口を設置し、一元的に対応するとともに、相談内容から虐待が疑われた場合は、必要な情報を確認し、管轄する児童相談所等へ速やかに引き継ぐことを想定しています。

・（３）今後の予定につきましては、４月に事業者を決定し、事前準備を経て、７月に試行実施し、８月以降に試行実施の課題抽出や分析を行い、令和３年度の本格実施に向け、引き続き検討してまいります。

・１から５までの取組状況について、説明は以上です。

吉村座長

・有難うございます。今説明のあった取組状況について、皆さんからのご意見を頂戴したいと思います。

松井副座長

・今話のあった精神医療機関との連携についてですけども、精神的に不安定な保護者・子どもに対する支援には不可欠でありますので、それを大阪府・堺市・大阪市で取り組むことにより、事業効果を大阪府全体に広げることができると考えています。

・医療機関と連携し、子育て家庭を支え、子ども自身の健やかな成長に繋がるようしっかりと取り組んでほしい。

吉村座長

・オール大阪でのオレンジジャンパーを着ての啓発活動については、各市町村長の皆さん、ご協力いただきまして有難うございます。

・私自身もそうですけど、引き続き１１月の今年の推進月間も含めてオール大阪で進めていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

・自治体のトップが児童虐待対策をやっていくんだという姿勢を示すというのは非常に重要なことだと思いますので、市町村長の皆さんよろしくお願いいたします。僕自身もやっていきますので。

・それから、支援拠点につきまして、２０２２年度までに府内全域の市町村が設置できるよう引き続き取組を進めていきたいと思いますのでご協力お願いします。

・特に、府と児相を持たない市町村との連携が非常に重要になってくると思います。大阪市であれば各行政区が１つの自治体の中の指揮的系統の中に入っていますけども、大阪府と市町村との関係というのはそれぞれトップがいますので、そこの連携が非常に重要になってくると思います。情報の入手について児相に聞くと、市町村との連携が非常に重要だということでしたので、支援拠点の設置の方よろしくお願いします。

・それから、先ほど松井市長からありました精神科医療機関との連携も非常に重要だと思っていますので是非進めていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

・警察との連携についてですが、児童相談所と警察との信頼関係の構築っていうのは非常に重要だと思います。これまでの歴史というか全国的な動きを見てもですね、警察と児相はちゃうやんかみたいな意見が多いですけど、僕はそれちょっと違うと思っててですね、特に大阪府警の場合は、こういった専門的な担当も対策官を置いて頂いて児童虐待の実情を見てもらって児童虐待そのものをなくしていかないといけないという目標については共通認識をもってますから、是非児相と警察との信頼関係が非常に重要だと思いますので、引き続き警察との連携よろしくお願いしたいと思います。

・それからＳＮＳを活用した相談事業も、今はほとんどＳＮＳでコミュニケーションをする若い人が多いですから、若い人の間でどうしても児童虐待というのはおきますんで、若い人のコミュニケーションツールに合わせた相談方法というのは重要だと思うので、今回は大阪市・堺市・大阪府のまずは試行実施になりますが、これをより良いものにして広げていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

・次にリスク事案における２４時間以内の安全確認について説明を求めます。

【協議・決定】

　６：リスク事案における２４時間以内の安全確認

大阪府実務者

・それではお手元の資料１２ページ、「６　リスク事案における２４時間以内の安全確認」をご覧ください。

・安全確認にかかる時間については、（１）にございますとおり、国が策定している「児童相談所運営指針」では、「４８時間以内とすることが望ましい」とされているところ、前回の本会議において、「リスク事案における２４時間以内の安全確認」について検討するようご指示いただき、実務者を中心に検討を進めてきました。

・次に、「２４時間以内の安全確認」について検討するにあたり、現在、安全確認にどの程度の時間がかかっているのかを調査しました。その概要が（２）でございます。

表にございますとおり、全体の８割以上が２４時間以内に安全確認を実施できている状況です。

・また、児童虐待通告については、通告受理後全件直ちに調査に着手し、迅速な安全確認を実施していますが、中には「対象があいまいな事案」「児童の特定が困難な事案」「より精密な調査・情報収集が必要な事案」「不在により会えない事案」など、時間を要する事案が存在している状況です。

・次のページをご覧ください。今回の調査から、先ほど申し上げた「時間を要する事案」が一定数存在するため、２４時間を超えてしまう場合があることが分かりました。

・このため、速やかに対応に着手しても、結果としてすべての事案で２４時間以内の安全確認を実施することは困難な状況でございます。

・なお、参考にお示ししてございますとおり、「２４時間ルール」を設定している都道府県は４県ございます。

・また、その４県に対して、安全確認の実施状況をお聞きしたところ、②にございますとおり、８割から９割程度の実施率であることや、「２４時間ルール」の対象外としている事案があることなどが分かりました。

・これらを踏まえ、今後の方向性案としてまとめたものが、四角囲みでございます。

・「重大な児童虐待ゼロ」に向けた取組の１つとして、児童相談所における「最重度最優先ルール」を新たに設け、「最重度事案の２４時間以内の安全確認」を目指すとともに、その経験やノウハウ等について、大阪府・大阪市・堺市の３自治体において共有を図りたいというのが今後の方向性としての実務者案でございます。

・説明は以上です。

吉村座長

・はい、有難うございます。この件に関して皆さんからのご意見ありませんでしょうか。

松井副座長

・今の説明聞くと概ね２４時間以内には、重大な児童虐待について対処できているということですので、今後の方向性の重大な児童虐待の最重度最優先ルールこれを設けることで、さらに、安全確保の率をあげていってもらいたい、こう思います。

永藤副座長

・堺市では現在「２４時間ルール」を実施していますが、１２ページの表にあるとおり堺市が若干いい数字になっているんですが、大阪府も大阪市も決して４８時間まで放置をしようということじゃなくて、今も最重度の事案から取り組むように出来ていると思います。

・堺市も今２４時間以内は８７．８％ということですが、人員体制や組織の強化も含めてさらにこれを強化できるような取組を行っていこうとしています。

　　その上でどうしても２４時間以内には難しい事案もあるとは聞いているんですが、やはり大阪全体として２４時間以内に取り組むんだという強い意志を示すという意味でもこの取組というのは重要なものではないかなと思っていますので、この方針は私も賛成します。

南出委員

・この最重度最優先ルール、２４時間以内に安全確認をめざすという部分についてはですね、これほんとやっていかないといけないと。

・子どもの命と安全を守る最重要案件でありますので、我々としてもやっていかないといけない。ただ人員体制等この部分をどうしていくのかということと、もうひとつは、やはり児相としっかりと府内市町村が連携しながら、連携強化に努めて、安全確認のパーセンテージを上げていきたいと思います。

吉村座長

・特に大阪府の場合は市町村との連携が非常に重要だと思っていまして、大阪府は住民情報、住民の身近な情報は持ってないです。大阪市・堺市は基礎自治体なんで直接自分たちで情報を集められますが、大阪府は身近な情報を持ってないですから、そういった意味で早く動くために情報をキャッチしないといけないですし、連携というのは非常に重要だと思っていますので、これを実現する上でも情報共有、連絡のやり取りなど強い連携をよろしくお願いします。

・それから、どうしても児童虐待の通告があったときに、時間を要する事案というのはあると思うんです。最初何かわからないままふわっとしたスタートというのはあるわけですから、そういう意味ではどうしても時間を要する事案というのは出てくると思いますが、ここにあるとおり、最重度事案についてはできるだけこれは２４時間以内に動くんだっていう意思統一をですね、是非大阪府全域で持ってもらいたいと思います。

・もっと言えば、どれが最重度の事案かっていうことすら分からない事案もあると思うんですけども、その中でもスクリーニングとか、シートを使ってやっていると思うんですけども、そこをちょっとしっかりブラッシュアップしながらですね、大きな目標としてはこの最重度については速やかに２４時間以内に着手するんだっていう大きな方向性のもとで具体的な実務というかやり方を進めてもらいたいと思いますんでよろしくお願いします。

・実務者の方から何かありますか。

大阪府実務者

・この会議で「最重度最優先ルール」の運用が決まりましたら、児相ではこのルールを運用していくということを府内市町村にもしっかりと周知してまいります。

７：警察との全件情報共有

吉村座長

・次に、警察との全件情報共有について説明をお願いします。

大阪府実務者

・それではお手元の資料１４ページ「７　警察との全件情報共有」をご覧ください。

・警察との全件情報共有について、大阪府では、児童相談所と警察とのダブルチェックによる「児童虐待の見逃し防止」と「警察保有情報を活用した支援の充実」の２つを目的に実施しています。

・はじめに、「（１）児童相談所から警察への提供情報について」説明いたします。１５ページ、別紙１をご覧ください。

・別紙１は、警察と共有する情報の範囲を自治体別に図示したものであり、一番右にあります矢印が各自治体の共有する情報の範囲を表しています。

・どのような差があるのか具体的に見ていきますと、まず左側の「受付」のところですが、児童相談所には、学校、医療機関、保健所、近隣知人や家族、児童本人などから虐待通告が入ってきます。

・虐待通告を受けると、児童相談所では、関係機関から情報を収集するなどして虐待の有無を見極めますが、大阪府の場合は、「見逃し防止」のため、通告事案の全てを警察と共有します。

・一方、大阪市・堺市においては、児童虐待が認められた事案のうち、通告者が保護者または児童本人の場合であって、かつ、軽微な事案については、「相談控え」等に配慮し、共有の対象外としています。

・次に、「相談控え」等に関する検討状況についてご説明します、

１６ページの「別紙２」をご覧ください。

・別紙２は、共有対象事案を全件とした場合に考えられる懸念事項についての検討状況を整理したものです。

・はじめに、一番上の懸念事項「児童本人や家族からの相談が控えられるのではないか」いわゆる「相談控え」については、通告事案の全件を警察と共有している大阪府では、全件情報共有開始後も、児童本人や家族からの虐待相談が前年度に比べ増加しており、あくまでも数字上ではございますが、相談控えは確認できていない状況です。

・次に、「警察がすぐに事件化するのではないか」という懸念については、大阪府では事件化ありきではないことを警察に確認の上全件情報共有を実施しています。また、全件情報共有開始後１年以上が経過していますが、この間、すぐさま事件化された例はございません。

・次に、共有事案を全件とすると、対象事案が多くなるため、「重大な児童虐待を見落とすリスクが増大するのではないか」ですとか「現場の負担が増え、通常業務に支障が出るのではないか」といった懸念については、対応件数が増加する中、見落としのリスク低減のためには、児童相談所と警察とのダブルチェックが有効であるとともに、重大な事案はすぐさま共有するなど、共有の時期や方法を工夫することで対応が可能ではないか、

また、児童相談所で使用しているシステムを改修し、全件情報共有に必要な情報を機械的に抽出可能とするなど、現場の負担増を軽減できるのではないかと考えています。

・このような検討状況を踏まえ、子どものいのち・安全確保により資する方法について協議いたしました。

・具体的には、１４ページの（２）「協議のポイント」をご覧ください。

・四角囲みにございます「児童相談所と警察とのダブルチェックにより児童虐待を見逃さないことは、子どものいのち・安全を守る観点から有効であること」、「相談控えなどの影響は現時点では認められていないこと」、「共有事案の増加による懸念は様々な方法により対応可能であること」を中心に実務者間で協議を進めました。

・この結果、（３）にございますとおり、令和3年度からは大阪市・堺市においても大阪府と同様の情報共有を実施したいというのが実務者案でございます。

・説明は以上です。

吉村座長

・有難うございます。この件に関してご意見を頂戴したいと思います。

松井副座長

・今の説明のとおり、ダブルチェックで、虐待の芽を摘んでいく、見逃さないというのは一番重要ですし、チェックするためには情報は多いほど良い。大阪市としましても２０２１年４月、今システム改修していますので、このシステムが稼働したら全件情報共有を実施するということで決めていきたいと思っています。

永藤副座長

・昨年来、堺市でも現場の意見を聞きながら検討してきましたが、やはり一番おそれられるのは相談控えが起きるのではないかという「ふわっ」とした不安みたいなものがあったんですね。ただここでは相談控えは特に起きていないと。

・警察にデータを共有するからといって事件化ありきではないということもありますので、これは実施した後に本当に相談控えが起きていないかどうかという検証は必要だと思いますが、堺市も早期に児童虐待の防止ということも含めて実施をしていきたいと思います。

吉村座長

・この件については非常に重要だと思っていまして、僕自身大阪市長時代に児童虐待を、目的は一緒なんですけども重大な児童虐待を減らしていこうということで検討会を開いてかなり議論をして進めてきたところです。

・そのときに、その時点での僕の判断としたら、これは相談控えの可能性もあるからちょっとやめようと、そういう結論になったと思います。

・ただまあ今回は実務方でこうやって相談控えがあるかないかとか、あるいは事務量が増えて逆に重大な児童虐待に対応しづらいんじゃないかとかそういった議論もあったと思うんですけれども、そのあたりの実務者レベルでの議論というのは一定程度それぞれメリットデメリットあると思うんですけれどもクリアできたということでいいですか。

大阪市実務者

・この間、大阪府・堺市それから府警とも協議をさせて頂きました。

・知事がおっしゃっておられました去年の大阪市長時代にやって頂きました委員会においては、専門家の先生方からは、特に福祉部門でいきますと、どうしても自ら悩んで相談しようという人がやめてしまうのが一番良くないねという話もあったんですけども、大阪府さんからの、すでにやられているという根拠のもとでの数字も頂きまして、そういう議論も進んだという風に思っております。

・また、こういう場で、何を我々が心配していたかっていうことが発信されることでですね、決して相談したからといってすぐに警察さんが事件化するんじゃないよとか、そういう発信をして頂くことでより安心感も出来ればいいかなと思っております。

・十分実務者でやらして頂いて、その中で決めていったことかなと思っておりますので。あとはシステムができましたら児相の負担を増やすことなく共有していけると思っていますので、引き続き進めてまいりたいと思っています。

吉村座長

・警察とダブルチェックして見逃しを防ぐ、重大な事案の見逃しを防ぐというのは重要な視点なんじゃないかなと思っています。

・現状大阪府では１年以上全件情報共有している、今の段階では相談控え等の影響は見られないというのは僕自身も思っています。

・一方で、そういった議論もあってですね、懸念もあるということも、頭においたうえで全件情報共有を進めていくのが重要じゃないかな。

・特に警察の皆さんとの共有については、冒頭にも言いましたけど児相との信頼関係の構築が重要かと思いますので。それは児相側もそうなんですけれども、是非そこはよろしくお願いしたいなと思います。

・大阪府の方から何かありますか。

大阪府実務者

・大阪市、堺市とは取組の方法が違ったので、かなり突っ込んで事務方同士で議論致しました。ほんとにこれらの懸念が見られていないかどうかは数字上ではなかなか見えてこない部分もあろうかと思いますが、今の現状であればなんとかできるのではないかということで実務者間では今回の方向性に至りましたので、今後も子どもの命が守られるようしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

吉村座長

・大阪市では２０２１年４月から、システムが稼働し次第ですね、この方針で進めて頂きたいと思います。

・そういった議論の中で最終決定しているので全件情報共有していただいて、目標は重大な児童虐待ゼロをめざすっていうのは、これは大きな目標ですし、ぼくらも選挙で選ばれてて府民市民の皆さんと約束したことでもあるので、これは当然政治行政としてやっていくべき中身としては重要なものであると思います。

・特に児童虐待はほんとに悲惨な事案がたくさん起きているので、なんとか行政の力でなくしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

・そうしましたら警察との全件情報共有につきましては、大阪市・堺市・大阪府ともに実施していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

（２）令和２年度に検討・実施する取組について

吉村座長

・次に、令和２年度の検討課題について議論したいと思いますので、児童虐待防止に向けた検討・実施する取組について説明を求めます。

大阪府実務者

・お手元の資料１７ページ「児童虐待防止に向けた検討・実施する取組について」をご覧ください。

・「１　令和元年度からの継続実施する取組」ですが、「オール大阪での啓発活動」「子ども家庭総合支援拠点の設置促進」「精神科医療機関との連携」「警察との定期的な合同研修」の４つについて、引き続き実施いたします。

・次に「２　令和２年度から検討・実施する新規取組」についてですが、「ＳＮＳを活用した児童虐待防止相談事業」「安全確認ルールの統一」「警察との情報共有範囲の統一」の３つございます。

・「ＳＮＳを活用した児童虐待防止相談事業」については、先ほど説明したとおりです。

・また、「安全確認ルールの統一」及び「警察との情報共有範囲の統一」については、先ほどご判断いただいたとおり進めてまいります。

・令和２年度においては、これら７つの取組について進めていく予定でございます。

・そのほか、児童虐待防止に関する各自治体での主な取組を参考に記載しています。

・説明は以上です。

吉村座長

・今説明のあった取組について、皆さんからご意見を頂戴したいと思います。

松井副座長

・ＬＩＮＥのやつは、これどういう範囲で共有できるのか。皆見られるの。大阪府と大阪市と堺市の、現場の職員は、皆で共有できるわけかな。

大阪府実務者

・資料の３－５をご覧ください。１１ページでございます。

・民間事業者に委託しまして、臨床心理士や児童心理師などの専門家に対応いただきます。

　ここには色々な相談が入ってきますので、子育ての悩みですとか様々な相談のうち、虐待となりますと、それぞれの児童相談所へ、大阪府の事案でしたら子ども家庭センターへ、堺市の事案でしたらこども相談所へといったように、それぞれの事案を所管する児童相談所へつなぎ、その児童相談所が把握して速やかに対応するということになっています。

南出委員

・これ方向性が決まってきたら、どれだけ徹底をやって、また検証をしていくのか、これ大事だと思います。

・重大な児童虐待ゼロを目指す、出てきた問題に対して対応する、それを今回ＳＮＳでやる。

・それともうひとつ。こういうのが出てくる前の未然防止対策として、それぞれの市町村がいろんな取組をやっていると思うんです。

・例えば泉大津市でしたら、訪問型家庭教育支援といって、アウトリーチ型で学校現場の児童と保護者だけではなく、福祉部局と教育が連携して就学前の家庭にも足を運んでできるだけ出てくるものを抑えるという取組をやっている。

・ぜひそういったそれぞれの市町村でやっているような、いい取組事例でしたらそういった部分も共有しながら、うちやったらこれも出来るというような情報交換というか、打ち手の共有なんかもやっていただけると、それぞれが水際で防いでいくような取組をすることで重大な事案が出てくる率も、時間はかかるでしょうけれども減っていくのかなと思いました。

吉村座長

・大阪市でも大阪市版ネウボラなんかを始めて、要は児童虐待やりたくてやっている訳でもない人が非常に多くてやっぱりこういろんな悩みとか原因があって、そこが出発点になってそういうことになっているという事例も多くある。

・そこの入り口というか予防というか、そういうところに手を打っていくというのが基礎自治体としては積極的にやられてるんだと思います。

・そういった情報を一回大阪府で集約して、それぞれの市町村で、こういうのあったら使えるねというのも出てくると思いますから。予防の施策はやっぱり基礎自治体の市町村は色々やっていると思うんですよね。そこを大阪府で取りまとめて、新年度の新たな取組として情報共有できるように、まとめてもらっていいですかね。

大阪府実務者

・府内市町村から個々の取組に関する情報を収集し、まとめたいと思います。

松井副座長

・今日この案に出ている取組、継続してやるもの、それから新規の取組、重要なのはこれを着実に実行することなので、これを着実に実行して府域全体でね、オール大阪で取組を実行して是非重大な児童虐待ゼロに向けて取り組んで、重大な児童虐待ゼロの結果を作りたい、作っていってもらいたいと思います。

吉村座長

・令和２年度について、この７つの取組それから南出市長からあった取組、それから大阪市も堺市も児相強化に向けた取組、大阪市なら４か所目の児相の設置、大阪府においては新たな一時保護所の設置、堺市においては児童相談所の分室や一時保護所の増設に向けた取組等等これらハードのところだけ言ってもあれなんですけれども、まあ共有できるところはしっかり共有して重大な児童虐待ゼロを目指して取組を進めていきたいと思いますんでよろしくお願いします。

（３）その他

吉村座長

・最後に松井市長、永藤市長、南出市長、何かございますでしょうか。

・ないようですので、最後に今後の予定について説明をお願いします。

事務局

・先ほど決定しました検討課題について、これから順次、実務者会議にて検討を進めてまいります。

・また、実務者会議については、令和２年度末にかけて複数回実施するとともに、検討課題の進捗状況については、団体ごとに推進会議の委員へ報告いたします。

・次回の推進会議については、令和２年度の適切な時期に開催することとし、そこで、検討結果の確認や、次年度の検討課題の決定等を行いたいと考えています。

・説明は以上です。

吉村座長

・今説明のあったように、具体的な課題検討は、実務者会議で進めてください。

・大きな方針は、適宜推進会議で決定します。

・本日の会議で決定した取組を着実に進めることで、引き続き、オール大阪で「重大な児童虐待ゼロ」をめざしたいと思います。よろしくお願いします。

◆４　閉会

事務局

・委員の皆さま並びに実務者の皆さま、多くの貴重なご意見を賜り有難うございました。

・以上をもちまして、第２回大阪児童虐待防止推進会議を閉会いたします。